

第2次 小千谷市人権教育・啓発推進計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

基本理念

互いの人権を尊重し、支え合いながら
安心して暮らせるまちの実現をめざして



●計画改定の趣旨

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「地方公共団体は、人権教育と啓発に関する施策の策定と実施する責務を有する」と規定しており、本市においては平成30(2018)年度に初めて「小千谷市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

その後も、私たちの周りでは様々な人権課題が存在していることから、令和4年度に実施した市民意識調査の結果や、社会情勢などの変化を反映して、引き続き本市が取り組むべき人権教育と啓発の基本的な方向を明らかにし、市民とともに基本理念を達成させるため、計画を改定しました。

●計画の性格

「第五次小千谷市総合計画」、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」、県の「人権教育・啓発推進基本指針」、SDGs(持続可能な開発目標)等との整合性を保ちながら、本市の人権教育・啓発の施策を総合的に進めるための指針となる計画です。

また、市民や事業者との協働、関係機関・団体との連携・協力によって実現していく計画です。

分野別の人権教育・啓発の推進

1 女性

女性の自立や社会参画は着実に進んでいるものの、固定的な性別役割分担意識の解消や方針決定過程への参画、男女間のあらゆる暴力の防止などの課題が残されています。

【今後の取組】

- 男女共同参画社会の推進
- 男女間の暴力の防止

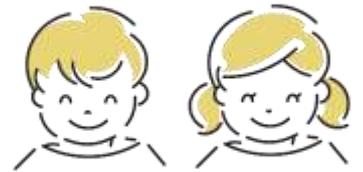


2 子ども

子育てに関する悩みや不安を抱えている家庭が多くなっています。また、近年「ヤングケアラー」の問題性が指摘されています。いじめの未然防止や早期発見・即時対応に努める必要があります。

【今後の取組】

- 子どもの人権を守るための体制（相談・支援）の充実
- 子どもの権利擁護の推進



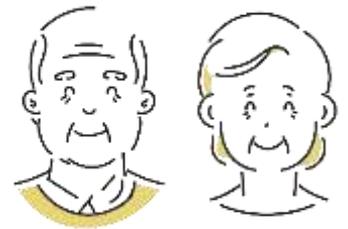
3 高齢者

認知症等により自分の意志だけでは尊厳ある暮らしを続けられない人が増えています。

また、高齢者の虐待相談や成年後見制度を含む権利擁護相談の件数も増加傾向にあり、引き続き対策に取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 高齢者の権利擁護の推進



4 障がいのある人

障がいのある人やその家族に対する理解が十分とは言えないことから、障がいのある人の人権や正しい知識の普及、啓発と環境整備が必要です。

【今後の取組】

- 障がいのある人の権利擁護の推進
- 障がいのある人が安心して暮らせる環境の整備
- 障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進
- 相談支援体制の充実



5 同和問題

国内では現在もなお部落差別が存在するため、「部落差別解消推進法」に基づき、地方公共団体は国と連携を図り、地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることとしています。幅広い年代に対し、さまざまな場で、教育・啓発をしていく必要があります。

【今後の取組】

- 同和問題への理解を深める教育・啓発の推進
- 同和問題の相談体制の充実及び周知
- 本人通知制度の推進

～本人通知制度にご登録を～

本市では、身元調査を防ぐための「本人通知制度(※)」を導入し、戸籍謄本や住民票の写しなどの不正請求や不正取得の抑制と個人の権利侵害の防止を図っています。ぜひご登録ください。

※住民票の写しや戸籍謄本等を第三者に交付した場合に、事前に登録した方に通知する制度

担当：市民生活課市民係
☎ 0258-83-3509

6 外国籍住民等

外国人技能実習生の転入が増加しており、外国籍住民等との交流や理解を深めていくため、交流の機会をさらに増やしていくことが望まれています。また、国内では「ヘイトスピーチ※」など外国籍住民等に対する差別や偏見が問題となっており、そのような行為が本市で起こらないように取り組んでいく必要があります。



【今後の取組】

- 外国籍住民等との交流の機会の充実
- 外国籍住民等のための相談・支援体制の充実

※ヘイトスピーチ：特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりする内容の言動のこと。

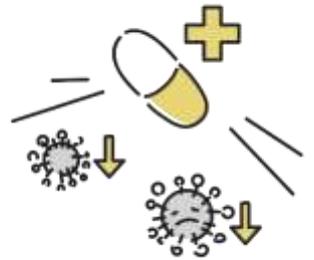
7 感染症患者等

新型コロナウイルス感染症やHIVなどに対する知識や理解の不足から差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

また、ハンセン病元患者や家族に対する偏見差別も根強く残っており、すべての感染症について正しい知識の普及と理解を深める必要があります。

【今後の取組】

- 感染症患者等に関する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- 相談体制の充実



8 インターネット上での人権侵害

匿名性や情報発信の容易さ等を悪用し、他人を誹謗中傷する、プライベートな情報を無断で公開するなどの人権侵害行為の発生が近年問題となっています。

また、フェイク情報（偽情報）も瞬時に拡散するため、情報を正しく扱う能力（情報リテラシー）を高める必要があります。

【今後の取組】

- 情報モラルの啓発
- 関係機関との連携



9 性的マイノリティ

性的マイノリティ（性的少数者）の方の人権について関心が高まっており、周囲の理解が進んでいないことによる差別や偏見につながるものがないよう啓発に努める必要があります。

【今後の取組】

- 性的マイノリティに関する理解促進
- 性的マイノリティの人権に配慮した支援



10 その他の人権問題

「北朝鮮当局による拉致問題」、「東日本大震災に起因する人権問題」や「犯罪被害者やその家族」、「新潟水俣病被害者等」、「刑を終えて出所した人」などの人権課題についての啓発活動を推進します。

さまざまな場における人権教育・啓発の推進

1 学校等における人権教育の推進

学校では学年の発達段階に応じた指導を計画的に行い、保育園と認定こども園では豊かな人間性を育む保育・教育を行っています。引き続き、学校や保育の場で連携して人権教育の充実を図る必要があります。

- 【今後の取組】
- 発達段階に応じた人権教育の推進
 - 教職員・保育士等の研修機会等の充実
 - 保護者に対する人権教育

2 家庭や地域における人権啓発の推進

保護者からの体罰、ドメスティック・バイオレンス^{*}や育児放棄など、家庭内における人権侵害や、インターネット上での人権侵害等が問題となっており、各家庭に対しての情報提供や、地域活動等において周知活動を推進していく必要があります。

- 【今後の取組】
- 各家庭に向けた情報提供
 - 地域活動における人権啓発

^{*}ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。「DV」と略されることもある。

3 事業所等に対する人権啓発の推進

パワーハラスメント^{*}や長時間労働・過密労働などの職場における人権問題や、高齢者への虐待の発生を防止するため、事業所等に対して人権啓発を推進していく必要があります。

^{*}パワー・ハラスメント：職場での地位や権限を利用した嫌がらせのこと。「パワハラ」と略されることもある。

- 【今後の取組】
- 事業所等（人権に関わりの深い事業所等）に対する人権啓発

4 市職員に対する人権教育の推進

市職員は、高い人権意識を持つとともに人権尊重の視点に立って職務を遂行することが必要です。

- 【今後の取組】
- 職員の人権意識の向上

5 相談体制の充実

様々な人権問題への対応として、より利用しやすい相談体制の整備が求められています。

- 【今後の取組】
- 相談窓口の充実、周知
 - 関係機関との連携

人権に関する主な相談窓口

人権問題全般

- 小千谷市市民生活課 ☎0258-83-3509
- 新潟地方務局長岡支局 ☎0258-33-6901
- みんなの人権110番 ☎0570-003-110
(全国共通人権相談ダイヤル)

子どもに関する相談

- 小千谷市健康・こどもプラザ ☎0258-83-3640
(あすえ～る)
- 小千谷市青少年育成センター ☎0258-82-6771
- 子どもの人権110番 ☎0120-007-110
(全国共通相談ダイヤル)
- 24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310
(全国共通相談ダイヤル)

障がいのある人に関する相談

- 小千谷市福祉課 ☎0258-83-3517
- 小千谷市障がい者基幹相談センター ☎0258-81-0017
- 小千谷市健康・こどもプラザ ☎0258-83-3640
(あすえ～る)

女性・DVに関する相談

- 小千谷市市民生活課 ☎0258-83-3509
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
(全国共通相談ダイヤル)
- DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889
(全国共通相談ダイヤル)
- DV・児童虐待フリーダイヤル ☎0120-26-2928
(新潟県女性福祉相談所)
- 新潟県男女平等推進相談室 ☎025-285-6605
- ウィルながおか相談室 ☎0258-39-9357
(長岡地域定住自立圏による相談窓口)
- 長岡市配偶者暴力相談支援センター ☎0258-33-1233
(長岡地域定住自立圏による相談窓口)

高齢者に関する相談

- 小千谷市地域包括支援センター ☎0258-83-0807

外国人に関する相談

- 外国人権利相談ダイヤル ☎0570-090-911
(法務省による電話相談窓口・多言語対応)



その他の相談窓口や計画の全文は、本市ホームページでご覧いただけます。

小千谷市 人権計画 🔍

発行／小千谷市市民生活課

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号

TEL.0258-83-3509 FAX.0258-82-8664